

第1条 本学の教育・研究を通しての地域貢献、地域の看護職者の研究能力の開発と質的向上、並びに看護に関する国際協力・支援の拠点施設としての役割を果たすため、「看護研究交流センター」（以下「研究交流センター」という。）を設置する。

第2条 研究交流センターに、センター長を置く。

2 研究交流センター長は、研究科長をもってあて、その運営に関する業務を統括する。

3 研究交流センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。副センター長は理事長が任命する。

第3条 研究交流センターの業務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 予防的家庭訪問実習の運営
- (2) 看護職者の研究支援
- (3) 看護職者を対象とした継続教育
- (4) 地域、産官学との連携
- (5) 知的財産の管理、啓発、保護及び活用等
- (6) NP（診療看護師）の教育推進と社会貢献
- (7) 学術ジャーナルの編集・刊行
- (8) 健康増進に寄与する地域貢献
- (9) その他

第4条 前条の業務を実行するため、次のチームを設置する。

- (1) 地域交流チーム
- (2) 継続教育推進チーム
- (3) 産学官連携推進チーム
- (4) NP教育・事業推進チーム
- (5) 学術ジャーナルチーム
- (6) 健康増進プロジェクトチーム

2 各チームにチームリーダー及びチーム員を置く。チームリーダー及びチーム員は学長が任命するものとする。

3 各チームには、必要に応じ学外の者を任命することができる。

第5条 研究交流センター業務を効率的、効果的に実施するため、センター内に看護研究交流センター推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議に関する事項は、別に定める。

第6条 その他研究交流センターの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。